

車返西自治会規約

車 返 西 自 治 会

車返西自治会規約

第 1 章 総 則

(名称及び所在地)

第 1 条

本会は、「車返西自治会」と称し、事務所は車返団地 3 街区住宅内
(東京都府中市白糸台 4-4 4-1)に置く。

(構成)

第 2 条

本会は、車返団地 3 街区住宅内に居住する全世帯で構成する。

(目的)

第 3 条

本会は、すべての会員の福利厚生と親睦をはかり、かつ連帯感を深めて、より一層の文化的で健全な生活を営むために、生活の環境改善、向上発展に寄与することを目的とする。但し、本会は自主的な運営を行なうために、いかなる政党、団体にも拘束されない。

(活動)

第 4 条

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行なう。

- (1) 会員の福利厚生と親睦活動
- (2) 生活の環境改善・向上発展のための活動
- (3) 文化・体育活動
- (4) 関係諸機関との折衝活動
- (5) 同じ目的をもつ他の団体との連絡提携活動
- (6) 広報活動
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な諸活動

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条

本会の会員は、車返団地 3 街区住宅に居住するすべての住民とし、自治会入会届をもって資格を取得する。

(会員の資格喪失)

第6条

車返団地3街区住宅外に転出したとき、資格を喪失する。

第3章 役員

(役員)

第7条

1. 本会に16名の役員を置く。
2. 役員に欠員を生じた場合、第11条第6項の定めにより速やかに後任者を選任し、これを補充する。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員を選出と任期)

第8条

1. 役員は各棟から1名を選出し、総会の議決により決定する。
2. 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員会の設置と構成)

第9条

1. 本会に役員会を置き、本会の活動の執行機関とする。
2. 役員会のもとに、活動をとり行なうため、次の各部を置く。
 - (1) 総務部 (総括的運営事務、渉外活動、冠婚葬祭)
 - (2) 厚生部 (親睦活動、文化活動、保健衛生)
 - (3) 管理部 (防災、防火、防犯、交通安全活動)
 - (4) 広報部 (広報の発行、回覧、広報業務、情報発信)
3. 役員会の構成は、次のとおりとし、役員の間選により選任する。

(1) 会長	1人
(2) 副会長	1人
(3) 各部長	4人
(4) 総務部担当	2人
(5) 厚生部担当	2人
(6) 管理部担当	1人
(7) 広報部担当	1人
(8) 会計担当	2人
(9) 監事	2人
4. 役員会は、必要に応じて協力者に「自治会サポーター」として登録を依頼することができる。

5. 役員会は行事等の実施にあたり、必要に応じて、実行委員会を設置することができる。

(役員の仕事)

第10条

1. 役員は、すべての会員の総意を尊重し、会の円滑なる運営をはかる。
2. 会長は、本会を代表し、一切の会務を統括する。
3. 副会長は、会長を補佐するとともに、会長不在の場合はその職務を代行する。
4. 各部長は、第9条第2項の業務を統括する。
5. 各部担当は、第9条第2項の業務を行なう。
6. 会計担当は、会費等の収納、運営費の支出、帳簿、証票等の作成、保管を行なう。
7. 監事は、本会の業務及び会計の監査を行なう。

(役員会の招集と議決)

第11条

1. 役員会は、原則として月1回、会長が招集する。
2. 会長は、役員のお二分の1以上の要求がある場合は、遅滞なく役員会を招集しなければならない。
3. 役員会の議長は、会長が行なう。
4. 役員会は、役員のお二分の1以上の出席をもって成立する。
5. 議決は、出席した役員のお過半数をもって決し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
6. 役員に欠員を生じた場合、役員会で議決する。
7. 会長は必要に応じて会長、副会長及び各部長等からなる部長会を招集する事ができる。

(役員会と部長会の権限と業務の招集と議決)

第12条

1. 役員会は次の権限と業務を有する。
 - (1) 総会で議決された事項の執行
 - (2) 活動方針及び予算案の作成
 - (3) 活動報告書及び決算書の作成
 - (4) 地方自治体及び関係諸団体との折衝、連絡及び提携
 - (5) 総会の開催準備
 - (6) 専門委員会の設置
 - (7) 会費納入の免除
 - (8) その他本会の運営に必要な事項の執行
2. 部長会は次の権限と責務を有する。
 - (1) 業者との契約及び会計監査に於ける立会いならびに確認
 - (2) 備品の取消

- (3) 役員任務及び活動の統括
- (4) その他役員会が必要と認める事項の執行

(顧問)

第13条

- 1. 役員会は、会の円滑な運営のために、役員経験者を顧問として置くことができる。
- 2. 顧問は、役員会に出席し、本会の活動の全般にわたって助言することができる。
ただし、役員会の議決に加わることはできない。
- 3. 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 棟世話人、階段当番

(棟世話人、階段当番の設置)

第14条

- 1. 本会の活動を円滑に遂行するため、次の代表を設ける。
 - (1) 棟世話人 各棟正副各1人
各棟の代表として、役員との連絡調整にあたる。
 - (2) 階段当番 各階段1人
各階段の代表として、棟世話人との連絡調整にあたる。
- 2. 会長は、活動の必要に応じ、役員会の趣旨を会員に徹底し、会員の意図を業務に反映させるため、棟世話人を招集することができる。

(棟世話人、階段当番の選任と任期)

第15条

本会の棟世話人と階段当番は、管理組合のそれらと兼務するものとし、選任と任期は、管理組合の規程に準ずるものとする。

第5章 総会

(総会の設置)

第16条

総会は、本会の最高議決機関であって、会長が招集する。

(総会の構成)

第17条

総会は、役員と世帯毎に各1人の代表により構成される。

(定期総会)

第 18 条

定期総会は、年 1 回開催する。

(臨時総会)

第 19 条

会長は、役員会が必要と認めた時のほか、加入世帯の 3 分の 2 以上が連署で請求した時は、30 日以内に臨時総会を開催しなければならない。

(総会の議長)

第 20 条

総会の議長は、総会において選出する。

(総会の議事)

第 21 条

1. 総会においては、次のことを審議し決定する。
 - (1) 活動、決算報告及び会計監査報告
 - (2) 次年度活動方針と予算
 - (3) 次年度役員を選出
 - (4) 規約等の変更改正または廃止
 - (5) その他
2. 重要事項で急を要するものは、役員会で決議執行し、総会において承認をうけることとする。

(総会の成立と議決)

第 22 条

1. 総会は、委任状を含め、全世帯の 2 分の 1 以上の参加をもって成立する。
2. 議決は、出席者の過半数の賛成を必要とし、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第 23 条

本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(運営費)

第 24 条

本会の運営に必要な費用は、次のものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) その他の収入

(会費)

第 25 条

会費は、1 世帯あたり 1 ヶ月 250 円とし、納入方法は会計細則に定める。

(財産の所有及び帳簿)

第 26 条

1. 本会の財産は、会員の共有とする。ただし、共有の持分の分割は認めない。
2. 本会は、必要な帳簿を備え、会員が帳簿の公開を請求したときは、公開しなければならない。
3. 財産の管理は、役員会の責任において行なう。

(会計細則)

第 27 条

本会の会計運営のため必要な事項は、会計細則に定める。

附 則

1. 本会は、必要に応じ役員会の議決と総会の承認を経て、細則を定め又は変更することができる。
2. 本規約等に定めのない事項については、管理組合の規約等を準用することができる。

この規約は、一部変更改正し、平成 6 年 4 月 10 日から適用する。

この規約は、一部改正し、平成 23 年 4 月 24 日から適用する。

この規約は、一部改正し、平成 29 年 4 月 23 日から適用する。

この規約は、一部改正し、2022 年(令和 4 年) 4 月 24 日から適用する。

車返西自治会会計細則

(準拠)

第1条

この細則は、車返西自治会規約(「以下、規約という。」)第27条に基づき、本会の会計処理及び会計監査について定める。

(公開の原則)

第2条

会則第26条に基づき、すべて会計は会員に公開することを原則とする。

(予算)

第3条

本会の予算は活動方針に基づき役員会で作成し、総会の議決を得、役員会が執行する。

(会費)

第4条

1. 会費の額は規約の定めによる。
2. 月の途中で入居の場合は、自治会入会届のあった月より会費を納入するものとする。
3. 納入された会費は一切返還しないものとする。

(会費の納入)

第5条

会費の納入手続きは次のとおりとする。

- (1) 会費は一括納入(年額)とする。但し、分割も可とする。
- (2) 分割の場合は、棟役員がまとめる。
- (3) 階段当番は各階段毎にまとめ、棟役員に納入する。
- (4) 棟役員は各棟毎にまとめ、会計担当役員に納入する。

(会費納入の免除)

第6条

1. 会員に事故発生ときは会費納入の義務を免除することができる。
2. 会費納入の義務の免除に関する適否及び免除期限は、その都度役員会で決定する。

(出納事務)

第7条

現金出納は、入出金伝票により処理し、会長、部長及び会計担当の承認を必要とする。

(帳簿)

第 8 条

会則第 26 条第 2 項に基づき本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会費台帳、預金出納帳及び関係補助簿。
- (2) 備品台帳

(備品)

第 9 条

1. 備品とは、10,000 円以上の価額を有するもので、かつ反復使用に耐えるものとする。
2. 備品は、部毎に分類して管理する。
3. 備品を購入または贈与されたときは、ただちに備品台帳に記載しなければならない。記載年月日は領収証の発行年月日または贈与された年月日とする。
4. 備品としての条件を失ったものについて備品の取り消しをすることができる。備品の取り消し事由及び取り消しは、部長会にて行ない、取り消し事由及び取り消し年月日を記入し役員会に報告する。

(旅費)

第 10 条

総会及び役員会の決定に基づく活動に関する交通費については、実費を支給する。

(役員手当)

第 11 条

役員活動に対して、次の手当を支給する。

- | | | |
|------------|------|---------|
| (1) 会長・副会長 | 1 ヶ月 | 2,000 円 |
| (2) その他の役員 | 1 ヶ月 | 1,000 円 |

(顧問手当)

第 12 条

顧問の活動に対して、次の手当を支給する。

1 ヶ月 1,000 円 人数分支給

(慶弔見舞金)

第 13 条

1. 会員が死亡した場合は、弔慰金 10,000 円をおくる。
2. 居住者が出産した場合は、出生児 1 人に対し出産祝い金 10,000 円をおくる。
(管理組合との協働による)
3. 自治会活動中の事故の見舞金は、自治会活動賠償責任保険をもって対応する。

(決算)

第 14 条

会計担当は、定期総会前に決算報告書を作成し、役員会の承認を得たのち会計監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

(会計監査)

第 15 条

1. 監査は、年 1 回行なうほか年度中間において中間監査を行なう。なお全会員の 20 分の 1 以上の請求があった場合は、すみやかに監査を行なわなければならない。
2. 監査は、会長・副会長立会いのもとに行ない、必要に応じて他の役員の出席を求めることができる。
3. 会則第 10 条第 7 項に基づき監事担当は、監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この細則は、昭和 56 年 11 月 29 日より施行する。

この細則は、一部変更改正し、平成 6 年 4 月 10 日から適用する。

この細則は、一部変更改正し、平成 8 年 4 月 7 日から適用する。

この細則は、一部変更改正し、平成 9 年 4 月 13 日から適用する。

この細則は、一部変更改正し、平成 14 年 4 月 7 日から適用する。

この細則は、一部変更改正し、平成 17 年 4 月 24 日から適用する。

この細則は、一部変更改正し、2022 年(令和 4 年) 4 月 24 日から適用する。